

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部人事課】 3 1 5 3
- 北九州市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部人事課】 3 1 5 4

### ◇ 告 示

- 北九州都市計画公園の変更（2 件）【建設局公園緑地部緑政課】 3 1 5 5
- 北九州都市計画臨港地区の変更【建築都市局計画部都市計画課】 3 1 5 7
- 北九州都市計画臨港地区の分区の変更【港湾空港局整備部計画課】 3 1 5 8

### ◇ 公 告

- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【教育委員会事務局指導部指導企画課】 3 1 6 2

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

国際東アジア研究センターの名称変更、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成26年10月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成26年10月1日から施行することにしました。

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第44号

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第3条総務企画局国際部国際政策課政策係の項第3号中「国際東アジア研究センター」を「アジア成長研究所」に改め、同条保健福祉局地域支援部保護課保護係の項第7号中「の支援給付事務」を「に係る支援給付及び配偶者支援金の支給」に改め、同条子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課家庭支援係の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 父子福祉資金の貸付けその他父子福祉に関すること。

付 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

北九州市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第45号

北九州市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市区役所等事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条保健福祉課子ども・家庭相談係の項第2号中「母子」の次に「、父子」を加える。

付 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

北九州市告示第420号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年9月22日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類  
公園
- 2 都市計画の名称  
2・2・707号 一枝公園
- 3 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分 北九州市戸畑区一枝二丁目の一部
- 4 縦覧場所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建設局公園緑地部緑政課

北九州市告示第421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年9月22日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類  
公園
- 2 都市計画の名称  
3・3・39号金剛公園
- 3 都市計画を変更する都市計画の名称  
3・3・39号金剛公園を、3・3・39号金剛中央公園に名称を改める。  
。
- 4 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分 北九州市八幡西区金剛三丁目の一部
- 5 縦覧場所  
北九州市小倉北区域内1番1号  
北九州市建設局公園緑地部緑政課

北九州市告示第422号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年9月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

臨港地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉北区	赤坂海岸の一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第423号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、北九州都市計画臨港地区の分区を次のとおり変更する。

その関係図面は、北九州市港湾空港局整備部計画課において一般の縦覧に供する。

平成26年9月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 分区の種類及び範囲

(1) 商港区

北九州市門司区

新門司北一丁目の全部並びに新門司一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、新門司北三丁目地先、大字今津、大字猿喰、大字白野江、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦海岸、大久保二丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、浜町、東港町、港町、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、片上海岸、小森江一丁目、大里本町一丁目、大里本町二丁目及び松原二丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目、浅野二丁目、浅野三丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

大字二島、久岐の浜、本町一丁目、本町二丁目、北湊町、大字安瀬、大字安瀬地先、響町一丁目、響町一丁目地先、響町二丁目、響町二丁目地先、響町三丁目及び響町三丁目地先の各一部

北九州市八幡西区

洞北町の一部

北九州市戸畑区

大字中原、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町及び銀座二丁目の各一部

(2) 工業港区

北九州市門司区

新門司一丁目、新門司二丁目、新門司三丁目、新門司北三丁目、白野江三丁目、大字田野浦、田野浦二丁目、田野浦海岸、新開、大久保二丁目、大久保三丁目、瀬戸町、大里元町及び大里本町一丁目の各一部

北九州市小倉北区

浅野三丁目、許斐町、東港二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

柳崎町の全部並びに大字二島、赤岩町、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、

北浜一丁目、北浜二丁目、桜町、大字安瀬、大字安瀬地先、響町一丁目、響町一丁目地先、響町二丁目、響町二丁目地先、向洋町及び大字小竹地先の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光、大字尾倉及び大字前田の各一部

北九州市八幡西区

東浜町、築地町、屋敷二丁目、舟町、大字藤田、大字熊手及び洞南町の各一部

北九州市戸畑区

大字戸畑、大字中原、飛幡町、銀座二丁目、牧山五丁目及び牧山海岸の各一部

(3) 特殊物資港区

北九州市小倉北区

末広二丁目の一部

(4) 漁港区

北九州市門司区

新門司二丁目、太刀浦海岸、大字田野浦、旧門司二丁目及び大里本町三丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広一丁目、末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

浜町一丁目の一部

北九州市戸畑区

川代二丁目及び銀座二丁目の各一部

(5) 保安港区

北九州市門司区

新門司二丁目及び瀬戸町の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市戸畑区

大字中原の一部

(6) マリーナ港区

北九州市門司区

新門司北二丁目の一部

(7) 修景厚生港区

北九州市若松区

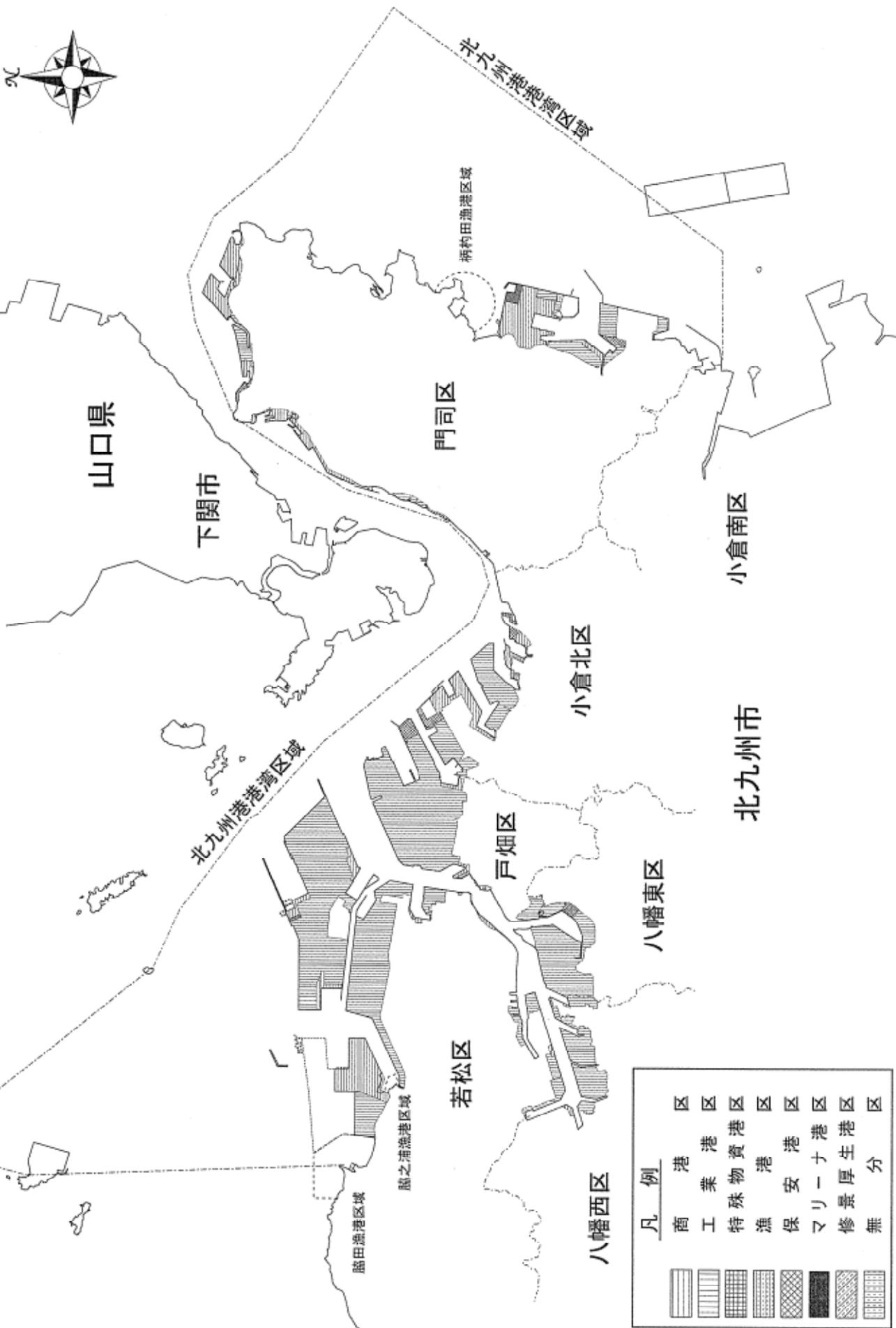
本町一丁目及び響町一丁目の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光の一部

- 2 北九州都市計画臨港地区分区指定図  
次の図面のとおり

# 北九州都市計画臨港地区区分区指定図



凡例	商港	工業港	特殊港	漁港	保安港	マリナーナ	風景港	厚生港	区分

北九州市公告第796号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

平成26年9月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 平成26年度「中学生ひまわり学習塾」事業業務
- (2) 業務内容 中学校3年生を対象に、主体的な学習の仕方を身に付けさせ、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、土曜日や長期休業期間中に補充学習を行う「中学生ひまわり学習塾」事業を実施するもの。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成27年3月20日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 企画提案書の提出者を選定するための評価基準

第2項の参加資格の適合可否

4 受託候補者を選定するための評価基準

- (1) 企画提案書の内容
- (2) ヒアリングでの対応

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市教育委員会指導部指導企画課

北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2367

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 第1号に同じ。なお、説明書は北九州市教育委員会指導部指導企画課のホームページに掲載する。

イ 交付期間 公告の日から平成26年10月3日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 交付方法 交付場所での手渡し（無償。なお、説明書の郵送又はF A

Xによる入手申込みは認めない。)

(3) 参加表明書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ

イ 提出期間 公告の日から平成26年10月3日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。)

(4) 企画提案書及び見積書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ

イ 提出期間 企画提案書の提出者として選定された通知を受けた日から平成26年10月6日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。)

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 第5項第1号に同じ

(4) 詳細は説明書による。